

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 給与

第1節 俸給（第11条—第19条）

第2節 諸手当（第20条—第35条の8）

第3章 給与の特例（第36条—第40条）

第4章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この給与等に関する規則（以下「規則」という。）は、国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則（平成16年度室工大規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（給与の支払い）

第3条 この規則に基づく給与は、その全額を現金で直接職員に支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

（1）法令で定めるもの

（2）労基法第24条第1項に規定する協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申し出があった場合は、その者が指定する預金口座への振込みの方法によって給与を支払う。

（給与の種類）

第4条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、次の各号に定めるものとする。

（1）俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び長期出向等手当

（2）特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当

（3）期末手当及び勤勉手当

（4）寒冷地手当

（5）入試手当、学位論文審査手当、作業環境測定業務従事手当、大学主催事業等従事手当、安全衛生巡視業務従事手当及び産業医業務従事手当

（給与の支給日）

第5条 俸給及び前条第2項第1号に掲げる手当は、一ヶ月（初日から末日までをいう。以下次項において同じ。）の分をその月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国立大学法人室蘭工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年度室工大規則第13号。以下「職員勤務時間規則」という。）第5条第1項第2号に定める休日に当たるときは18日に支給する。

2 前条第2項第2号及び第5号に掲げる手当は、一ヶ月の分を翌月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が職員勤務時間規則第5条第1項第2号に定める休日に当たるときは18日に支給する。

3 前条第2項第3号に掲げる手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日に支給する。

4 前条第2項第4号に掲げる手当は、11月から翌年3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。

（退職時等の支払い）

第6条 職員が前条に規定する給与の支給日前に退職し、又は解雇された場合であつて、当該職員又は権利者から請求があつたときは、前条の規定にかかわらず7日以内に支給する。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(非常時払い)

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、第5条の規定にかかわらず当該請求のあつた日までの給与を支給する。

(給与の日割計算)

第8条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額は、その月の現日数から職員勤務時間規則第5条第1項に規定する休日並びに国立大学法人室蘭工業大学職員の育児休業等に関する規則(平成16年度室工大規則第15号。以下「育児休業規則」という。)第12条第1項に規定する育児短時間勤務の勤務日以外の日(1週のうち5日間勤務する場合を除く。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当及び長期出向等手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 この規則に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額、初任給調整手当、寒冷地手当及び長期出向等手当の月額合計額を155(1年間における1月当たりの平均所定勤務時間(育児休業規則第12条の規定により育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))は、155に同条第1項の規定により定められたその者の1週間当たりの所定勤務時間を職員勤務時間規則第3条に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た数、職員就業規則第27条の規定により採用された再雇用職員(以下「再雇用職員」という。))のうち、パートタイム勤務職員である者は、155にその者の1週間当たりの所定勤務時間を職員勤務時間規則第3条に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数を乗じて得た数。))で除して得た額とする。

(端数計算及び処理)

第10条 前条の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給の決定及び適用範囲)

第11条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、その他の勤務条件を考慮して定める。

2 俸給は、俸給表に定める職務の級及び号俸に対応する俸給月額により支給する。

3 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるものとする。

(1) 一般職俸給表(一)(別表第1—1)

(2) 一般職俸給表(二)(別表第1—2)

(3) 教育職俸給表(別表第1—3)

(4) 医療職俸給表(別表第1—4)

(5) 指定職俸給表（別表第1—5）

（育児短時間勤務職員の俸給）

第11条の2 育児短時間勤務職員の俸給は、前条に定める俸給月額に、算出率を乗じて得た額とする。

（特命職及び再雇用職員の俸給）

第12条 職員就業規則第12条の3の規定により配置換えされ、又は採用された特命職（以下「特命職」という。）及び再雇用職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給は、当分の間、次の各号に掲げる額とする。

(1) 特命職及びフルタイム勤務職員である再雇用職員 第11条に定める俸給月額に100分の58を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。ただし、次に掲げる俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける額がそれぞれ次に定める職務の級及び号俸に対応する俸給月額に達しないときは、当該俸給月額と同額とする。

イ 一般職俸給表（一） 2級3号俸

ロ 医療職俸給表 2級19号俸

(2) パートタイム勤務職員である再雇用職員 前号の規定に基づき算出した額に、その者の1週間当たりの所定勤務時間を職員勤務時間規則第3条に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給）

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第14条 職員就業規則第11条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が特に良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第15条 職員就業規則第19条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 一般職俸給表（一）の適用を受ける特命職でその職務の級が6級以上であるものについては、下位の級に降格させる。

（初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動）

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

（昇給）

第17条 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、1月1日に同日前において学長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第33条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして学長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（学長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で学長が定めるもの）を超える職員、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第18条 削除

第19条 削除

第2節 諸手当

(俸給の調整額)

第20条 俸給の調整を行う職は、次に掲げる職とする。

- (1) 専任の教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院博士前期課程又は大学院博士後期課程において講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者 調整数1.5
- (2) 専任の教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院博士前期課程の学生2名以上に対して主任として研究指導(1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。この条において「主任指導」という。)を担当する者 調整数0.5
- (3) 専任の教授又は准教授のうち、大学院博士後期課程の学生1名又は2名に対して主任指導を担当する者 調整数0.5
- (4) 専任の教授又は准教授のうち、大学院博士後期課程の学生3名以上に対して主任指導を担当する者 調整数1

2 俸給の調整額は、当該職員に適用される教育職俸給表の職務の級に応じて、別表第2に掲げる調整基本額に前項の調整数の総数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

3 前項の調整数の総数は、当該職員の担当状況により、第1項第1号に、第2号、第3号又は第4号を加えた数とする。

(俸給の特別調整額)

第21条 俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき、支給する。

2 俸給の特別調整を行う職は、学長が別に定める。

3 俸給の特別調整額は、俸給表の別並びに職務の級及び俸給の特別調整を行う職の区分に応じ、別表第3に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

4 前項に規定する俸給の特別調整額の月額は、労基法第37条第4項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

5 第3項に規定する額は、第2項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

6 俸給の特別調整額を支給される者が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の俸給の特別調整額は支給しない。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号又は第2号の業務災害又は通勤災害と認定された負傷、疾病又は傷害(以下「業務傷病等」という。)により、勤務しなかった場合は、この限りでない。

(初任給調整手当)

第22条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員(教育職俸給表の適用を受ける教員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者に限る。)には、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間支給する。

2 前項に規定する初任給調整手当の額は、別表第4に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般職俸給表(一)9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は解雇された場合においては、それぞれ、その者が退職し、又は解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日（学長が定める事由に該当したときは、当該要件を欠くに至った日以降の日で学長が定める日）の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職

俸給表（一） 9級以上職員が一般職俸給表（一） 9級以上職員以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職俸給表（一） 8級職員等が一般職俸給表（一） 8級職員等及び一般職俸給表（一） 9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給表（一） 9級以上職員以外のものが一般職俸給表（一） 9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給表（一） 8級職員等及び一般職俸給表（一） 9級以上職員以外のものが一般職俸給表（一） 8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第24条 国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人その他の関係機関の職員（以下「給与法適用職員等」という。）から、引き続き、本学の職員（学長が定める職員に限る。）となった場合において、その勤務していた機関において地域手当に相当する手当を6月を超えて支給されていた職員で、学長が認める場合は、その勤務していた地域に応じて地域手当を支給する。

2 地域手当は、採用の日から1年を経過するまでの間は、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、その地域に応じた割合を乗じて得た額を支給し、2年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の80の割合を乗じて得た額を支給し、及び3年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の60の割合を乗じて得た額を支給する。

3 国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人その他の関係機関（以下、「国等」という。）において引き続き6月を超えて研修し、かつ、当該研修期間中に旅費（日当、宿泊料及び日額旅費をいう。）が支給されない職員には、当該研修期間中、当該研修する国等において地域手当に相当する手当が支給されている場合は、当該手当に準じて地域手当を支給する。ただし、当該研修する国等が職員に対して当該手当を支給する場合は、この限りでない。

(広域異動手当)

第24条の2 給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合において、当該異動（以下この条において「異動等」という。）に伴う勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60km以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60km未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60km以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、異動前の勤務箇所において広域異動手当に相当する手当の支給対象となり、当該支給対象に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に

係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学及び国等から有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）
 - (2) 第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（本学及び国等の有料宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 3 住居手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ別表第5に定める額（育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩によ

り通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額のいずれかの額とする。

- 3 新たに本学の職員（学長が定める職員に限る。）となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額とする。

- 4 運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が、150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

- 7 通勤手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。

（単身赴任手当）

第27条 新たに本学の職員（学長が定める職員に限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員、その他これら職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離に応じて別表第6に定める額を加算した額）を支給する。

- 3 単身赴任手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。

（特殊勤務手当）

第28条 特殊勤務手当は、著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員について、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）高所作業手当

イ 施設課に所属する職員が地上15m以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときに支給する。

ロ イの月額額は、作業に従事した日1日につき200円（当該作業が地上30m以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

（2）爆発物取扱等作業手当

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に定める高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したときに支給する。

ロ イの手当額は、作業に従事した日1日につき300円とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(3) 航空手当

イ 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(イ) 試作又は改造の航空機用機器材の実験

(ロ) 気象、地象又は水象の観測又は調査（路線を定めて一定の日時により航行する航空機に搭乗して行うものを除く。）

(ハ) 水路又は陸地の測量

(ニ) 磁気探査又は核原料資源の調査

(ホ) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験

(ヘ) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査

(ト) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

ロ イの手当額は、搭乗した時間1時間につき一般職俸給表（一）2級以上の級及び教育職俸給表にあつては1,900円、一般職俸給表（一）1級にあつては1,200円とする。

(4) 放射線取扱手当

イ 放射線取扱手当は、職員が室蘭工業大学放射線障害予防規程（平成16年度室工大規程第28号）第2条第2号に規定する管理区域内において、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが、同規程第27条第1項に定める測定により認められた場合における、その期間中の当該職員の従事した放射線業務に支給する。

ロ イの手当額は、作業に従事することとなった月1月につき7,000円とする。

(5) 極地観測手当

イ 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であつて、国から職員に対して極地観測手当に相当する手当を支給されるときにあつては、この限りでない。

ロ イの手当額は、業務に従事した日1日につき一般職俸給表（一）7級以上の級及び教育職俸給表4級以上の級にあつては4,100円、一般職俸給表（一）6級、5級、4級及び教育職俸給表3級、2級にあつては3,100円、一般職俸給表（一）3級及び教育職俸給表1級にあつては2,400円、一般職俸給表（一）2級にあつては2,000円、一般職俸給表（一）1級にあつては1,900円とする。

ハ ロの規定にかかわらず、越冬して行う業務に従事した場合のイの手当額は、ロに定める手当額に100分の30に相当する額を加算した額とする。

3 前項に規定する特殊勤務手当支給に係る業務を、職員勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）を超え、又は休日に従事することとなった場合に支払われる次条に規定する超過勤務手当及び第30条に規定する休日勤務手当は、第9条の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

（超過勤務手当）

第29条 超過勤務手当は、所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給する。

2 超過勤務手当の額は、所定勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とし、各号で定める1月又は1年あたりの累計時間は、所定勤務時間を超えて勤務する時間及び次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を合算した時間とする。ただし、育児短時間勤務職員及びパートタイム勤務職員である再雇用職員が、所定勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 1月につき45時間に達するまでの時間 100分の125

(2) 1月につき45時間を超え60時間に達するまでの時間 100分の125

(3) 1月につき60時間を超えた時間 100分の150

(4) 1年につき360時間を超えた時間 100分の125(ただし、1月について60時間を超えた時間については100分の150)

(休日勤務手当)

第30条 休日勤務手当は、休日において勤務することを命ぜられた職員に支給する。

2 休日勤務手当の額は、休日に勤務した時間1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて休日に勤務した時間に係る支給額については、前条第2項の定めるところによるものとする。ただし、同項各号に掲げる割合が100分の125である場合は100分の135とする。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 管理職員特別勤務手当は、指定職俸給表の適用を受ける職員及び第21条第1項の規定に基づき、俸給の特別調整額の支給を受ける職員(次項において「俸給の特別調整額支給職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、俸給の特別調整額支給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(休日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき職員の区分に応じ、別表第7に定める額とする。

4 次に掲げる場合には、第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。

(1) 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした場合

(2) 第2項の勤務をした後、引き続いて第1項の勤務をした場合

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、各基準日ごとの支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員(第38条第6項の適用を受ける職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された職員にあつては、退職し、又は解雇された日現在。以下この条から第33条までにおいて同じ。)において職員が受けるべき俸給(育児短時間勤務職員にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務職員にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、別表第8に定める職員にあつては、俸給及び俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(別表第9に定める職員(以下「特定管理職員」という。)にあつては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、100分の125を乗じて得た額(特定管理職員にあつては、100分の105を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、100分の66.25を乗じて得た額、パートタイム勤務職員である再雇用職員にあつては、100分の70を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間(給与法適用職員等の期間で学長が認める期間を含む。)の区分に応じ、別表第10に定める割合を乗じて得た額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 職員就業規則第20条第1項第1号及び第2項各号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

ロ 職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされている職員

ハ 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員

ニ 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員(基準日以前に勤務した期間がある職員を除く。)

ホ 国立大学法人室蘭工業大学職員の介護休業等に関する規則(平成16年度室工大規則第16号。

以下「介護休業規則」という。)第3条第1項の規定により介護休業をしている職員(基準日以前に勤務した期間がある職員を除く。)

(2) 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ 退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ 退職し、又は解雇された日後、基準日までの間に給与法適用職員等となった者のうち、本学の在職期間を、当該機関の期末手当に相当する手当の在職期間に通算することとしている機関の職員

4 前3項の規定にかかわらず、職員就業規則第34条第5号に規定する懲戒解雇その他適当と認められる事由のある職員については、期末手当を不支給又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、各基準日ごとの支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員(第38条第6項の適用を受ける職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給(育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額)及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額(特定管理職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間(給与法適用職員等の期間で学長が認める期間を含む。)の区分に応じて別表第11に定める割合及び勤務成績に応じて、学長が基準日ごとに定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において、受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の106.25、パートタイム勤務職員である再雇用職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第3項の規定は、同項第1号イ及びロを「職員就業規則第20条第1項各号及び第2項各号の規定により休職にされている職員(業務傷病等の休職を除く。)」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第34条 削除

(寒冷地手当)

第35条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)に勤務する職員(以下「支給対象職員」という。)に支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第12に掲げる世帯等の区分に応じ、同表に掲げる月額とする。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第37条第2項の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

(2) 第38条第2項又は第4項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項又は第4項の規定による割合を乗じて得た額

(3) 次に掲げるもののいずれかに該当する職員 零

イ 職員就業規則第20条第1項第1号及び第2項各号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

ロ 職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされている職員

ハ 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員

ニ 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員

ホ 介護休業規則第3条第1項の規定により介護休業をしている職員

ヘ 基準日から当該基準日の属する月の末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員(別表第12に定める扶養親族のある職員に該当する職員を除く。)

4 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に該当する月の現日数から職員勤務時間規則第5条第1項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、前2項の規定による額を日割りによって計算して得た額とする。

(1) 基準日において前項各号((3)へを除く)に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号((3)へを除く)に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号((3)へを除く)に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号((3)へを除く)に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 基準日において前項各号((3)へを除く)に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号((3)へを除く)に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(4) 基準日において前項第2号に掲げる職員に該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第38条第2項又は第4項の規定による割合が変更された場合

5 国等において引き続き6月を超えて研修し、かつ、当該研修期間中に旅費(日当、宿泊料及び日額旅費をいう。)が支給されない職員には、当該研修期間中、当該研修する国等において寒冷地手当に相当する手当が支給されている場合は、第1項の規定にかかわらず、当該手当に準じて寒冷地手当を支給する。ただし、当該研修する国等において当該手当が支給されていない場合は、第1項の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。

(入試手当)

第35条の2 入試手当は、別表第12の2に掲げる入試区分に応じ、職員が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、別表第12の2に掲げる担当区分に応じて同表に掲げる手当額とする。当該入試手当には、第29条に規定する超過勤務手当相当額を含むものとする。

(学位論文審査手当)

第35条の3 学位論文審査手当は、室蘭工業大学学位規則(平成16年度室工大規則第94号)に規定する審査委員として論文博士の審査に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき次の手当額を支給する。

(1) 主査 9,000円

(2) 副査 4,000円

(作業環境測定業務従事手当)

第35条の4 作業環境測定業務従事手当は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第1項の規定に基づき、概ね半年に1回実施する作業環境測定に係る準備作業から報告書作成までの一連の作業に1単位作業場所以上従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1回につき4,500円を支給する。

(大学主催事業等従事手当)

第35条の5 大学主催事業等従事手当は、オープンキャンパス等学長が別に定める行事を実施するための業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき次の手当額を支給する。

(1) 講師、講演、医師等の場合 10,000円

(2) 指導、受付等の場合 5,000円

(安全衛生巡視業務従事手当)

第35条の6 安全衛生巡視業務従事手当は、国立大学法人室蘭工業大学職員の安全衛生管理に関する規則(平成16年度室工大規則第21号。以下「安全衛生管理規則」という。)第6条第2項第1号に定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1回につき300円を支給する。

(長期出向等手当)

第35条の7 第24条第1項の規定により地域手当を支給されることとなる職員が、同条第2項に規定

する期間を超えて引き続き勤務することとなった場合において、学長が特に必要と認める場合は、採用の日から3年を超え5年を経過するまでの間、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、同条第2項に規定する3年を経過するまでの間に適用されていた割合を乗じて得た月額の長期出向等手当を支給する。

- 2 前項の規定により長期出向等手当を支給されることとなる職員が、第24条の2の規定により広域異動手当を支給される職員である場合における長期出向等手当の支給割合は、前項の規定による長期出向等手当の支給割合から当該広域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による長期出向等手当の支給割合が当該広域異動手当の支給割合以下であるときは、長期出向等手当は、支給しない。

(産業医業務従事手当)

第35条の8 産業医業務従事手当は、安全衛生管理規則第8条第2項各号に定める業務のいずれかに従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月につき10,000円を支給する。

第3章 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第36条 第20条(俸給の調整額)、第21条(俸給の特別調整額)、第22条(初任給調整手当)、第23条(扶養手当)、第25条(住居手当)、第28条(特殊勤務手当)、第29条(超過勤務手当)、第30条(休日勤務手当)、第35条の2(入試手当)、第35条の3(学位論文審査手当)、第35条の4(作業環境測定業務従事手当)、第35条の5(大学主催事業等従事手当)、第35条の6(安全衛生巡視業務従事手当)及び第35条の8(産業医業務従事手当)の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 第29条(超過勤務手当)、第30条(休日勤務手当)、第35条の2(入試手当)、第35条の3(学位論文審査手当)、第35条の4(作業環境測定業務従事手当)、第35条の5(大学主催事業等従事手当)及び第35条の6(安全衛生巡視業務従事手当)の規定は、俸給の特別調整額を受ける職員には適用しない。
- 3 第35条の7(長期出向等手当)の規定は、特命職及びフルタイム勤務である再雇用職員には適用しない。
- 4 第17条(昇給)、第23条(扶養手当)及び第35条の7(長期出向等手当)の規定は、パートタイム勤務職員である再雇用職員には適用しない。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間規則第9条の規定により職務の専念義務を免除された場合、職員勤務時間規則第15条第1項各号の規定による休暇の場合、職員勤務時間規則第25条第1項及び第3項の規定による休暇の場合を除き、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病(業務傷病等を除く。)に係る療養のため、又は安全衛生管理規則第26条の規定による就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて、引き続き、勤務しないときは、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

(退職者の給与)

第38条 職員が業務傷病等にかかり、職員就業規則第20条第1項第1号の規定により退職にされたときは、その退職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、職員就業規則第20条第1項第1号の規定により退職にされたときは、その退職の期間が満1年(結核性疾患にあっては、2年)に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が職員就業規則第20条第1項第2号の規定により退職にされたときは、その退職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第20条第2項第1号及び第2号の規定により退職にされたときは、その退職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長

期出向等手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

- 5 職員が職員就業規則第20条第2項第4号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第4項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1月以内に職員就業規則第14条各号の規定による退職をしたときは、同項の規定により当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条の規定を準用する。
- 9 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

(育児休業職員の給与)

第39条 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。
- 4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を、引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 5 職員が育児休業規則第17条第1項の規定により育児時間の適用を受ける場合には、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業職員の給与)

第40条 介護休業規則第3条第1項の規定により介護休業をしている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を、引き続き、勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 5 職員が介護休業規則第11条の規定により介護時間の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第4章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第41条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表の切替等)

第2条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定に基づき、施行日において本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 施行日において適用される俸給表（以下「新俸給表」という。）は、施行日の前日に受けていた俸給表（以下「旧俸給表」という。）を、別表第16のとおり切り替え、受けるべき職務の級

及び号俸は、旧俸給表で受けていた職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸（旧俸給表において職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の俸給月額）とする。

(2) 前号の場合において、旧俸給表で受けていた職務の級及び号俸の期間は、新俸給表の職務の級及び号俸の期間に通算する。

(3) 施行日の前日までに、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の規定に基づき、認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、施行日において、この規則により認定されたものとみなす。

(4) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給時における在職期間又は勤務期間は、施行日の前日までの在職期間又は勤務期間を、この規則の在職期間又は勤務期間に通算する。

（給与の振込みの取扱い）

第3条 施行日の前日において、人事院規則9—7（俸給等の支給）の規定に基づき、給与の振込みを申し出ていた者から、特段の申し出がない限り、施行日において、第3条第2項の申し出があったものとみなす。

（実施に関する経過措置）

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、第41条の規定により別に定めるほかは、当分の間、給与法及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の例に準ずる。

附 則（平成16年度室工大規則第123号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成16年10月27日から施行する。ただし、改正後の第8条第4項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第2条 平成16年10月29日（以下この条において「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員の寒冷地手当の額については、旧基準日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の第35条第2項に規定する額を5で除した額から別表第17の左欄に掲げる月の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を減じた額が、改正後の第35条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該減じた額とする。この場合において当該寒冷地手当の額については、改正後の第35条第4項を準用する。

2 給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となった場合において、前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて寒冷地手当を支給する。

附 則（平成17年度室工大規則第26号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、改正後の第28条第2項第4号口の規定は、平成17年4月1日から適用する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1—1から別表第1—4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が定める。

（特例一時金）

第3条 平成17年12月1日に在職し、引き続き本学職員として施行日まで勤務した職員（退職者を除く。）に対し、平成18年1月17日において特例一時金を支給する。

2 特例一時金の額は、平成17年12月に支給された勤勉手当の基礎となった級号俸に対応する改正後の俸給及び俸給の調整額を基礎として算出した平成17年12月に支給された勤勉手当にかかる勤勉手当基礎額に100分の1.25を乗じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（平成17年度室工大規則第37号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が別表第18に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則(以下「職員給与規則」という。)別表第1—1から別表第1—4までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(学長が定める職員にあっては、学長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表第19に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて別表第20に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において別表第1—1から別表第1—4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、学長が定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日の前日から引き続き在職する職員の号俸の調整)

第6条 切替日の前日から引き続き在職する職員が、切替日において新たに採用されたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(学長が定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、俸給の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項は、学長が定める。

第8条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する規則第32条第2項及び第34条第2項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年度室工大規則第37号)附則第6条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における職員給与規則の適用に関する特例)

第9条 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

2 平成19年1月1日において、職員を同条の規定による昇給（研修、表彰等による昇給を除く。）をさせる場合の号俸数は、その者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に採用等により号俸を決定された職員にあっては、号俸を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、号俸数が0となる職員等は昇給しない。

（俸給の調整額に関する経過措置）

第10条 職員給与規則第20条の規定により俸給の調整を行う職を占める職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の職員給与規則第20条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

（1）平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

（2）平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

（3）平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

（4）平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

（1）切替日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

（2）前号に掲げる職員との権衡上、俸給の調整額に関する経過措置の必要があると学長が認める職員 切替日の前日に俸給の調整額適用職員であったものとした場合に改正前の職員給与規則第20条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

3 前2項に規定するもののほか、俸給の調整額に関する経過措置に関し必要な事項は、学長が定める。

（地域手当に関する経過措置）

第11条 切替日の前日において現に改正前の職員給与規則第24条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の同条の規定の適用については、同条第1項中「地域手当に相当する手当」とあるのは、「調整手当に相当する手当」とする。

附 則（平成18年度室工大規則第16号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年12月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の第35条第3項第3号へ及び同条第4項第1号から第3号の規定は、平成18年11月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する特例措置）

第2条 職員給与規則の一部を改正する規則（平成16年度室工大規則第123号）附則第2条第1項関係別表第17の適用については、同表左欄「平成18年11月から平成19年3月」の区分の同表右欄「14,000円」を、「10,000円」と読み替える。

附 則（平成18年度室工大規則第52号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する特例措置）

第2条 職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）附則第7条の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規則による改正後の職員給与規則（以下「新法」という。）第21条第5項の規定に適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(俸給の特別調整額に関する経過措置)

第3条 職員給与規則第21条第2項の規定により俸給の特別調整を行う職を占める職員のうち、新法第21条第3項の規定による俸給の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額のほか、当該俸給の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の特別調整額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員(以下「同一俸給表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員(同日において占めていたこの規則による改正前の職員給与規則別表第3の適用区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)に相当する改正後の別表第3の区分欄の区分を占める職員。第3号において同じ。)同日にその者が受けていた俸給の特別調整額
- (2) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員(旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第3の区分欄の区分を占める職員。第4号において同じ。)同日に旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額
- (3) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額
- (4) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第4条 平成20年3月31日までの間においては、新法第24条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第5条 新法第24条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に給与法適用職員等から引き続き本学の職員(学長が定める職員に限る。)となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則(平成19年度室工大規則第5号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年度室工大規則第16号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年12月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。なお、運営費交付金以外の資金を財源とする施行日前の退職者には、改正後の規則は適用しない。

(勤勉手当に関する特例措置)

第2条 改正後の第33条の規定の平成19年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5」とし、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」とする。

附 則(平成19年度室工大規則第34号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(退職手当に関する特例措置)

第2条 改正後の第20条に規定する俸給の調整数の総数が、改正前の第20条第1項第1号から第3号までの規定を適用したものと得られる俸給の調整数(この条において「改正前の調整数」という。)を超えることとなる者に係る国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則(平成16年度室工大規則第23号)第4条第1項に規定する俸給の調整額については、別表第2に掲げる調整基本額に改正前の調整数を乗じて得た金額を同項に規定する俸給の調整額とみなす。

附 則(平成20年度室工大規則第7号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、改正後の第24条の2の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年度室工大規則第18号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年2月6日から施行する。

附 則(平成20年度室工大規則第68号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第1項及び第2項、第33条第1項並びに第34条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(地域手当及び広域異動手当に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する職員のうち、教育職俸給表が適用される職員にかかる地域手当及び広域異動手当の支給については、改正後の規則第24条及び第24条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き在職する職員のうち、教育職俸給表が適用される職員(施行日以後において採用の日から3年を経過する職員を除く。)にかかる単身赴任手当の額については、改正後の規則第27条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間ごとに、改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額に、それぞれの期間に対応する右欄の割合を乗じて得られる額を支給する。

期間	割合
平成21年4月1日～平成22年3月31日	75/100
平成22年4月1日～平成23年3月31日	50/100
平成23年4月1日～平成24年3月31日	25/100

2 施行日の前日から引き続き在職する職員のうち、前項以外の教育職俸給表が適用される職員にかかる単身赴任手当の額については、改正後の規則第27条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を支給する。

(1) 採用の日から3年を経過するまでの間改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額

(2) 採用の日から3年を経過した日以降次の表の左欄に掲げる期間ごとに、改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額に、それぞれの期間に対応する右欄の割合を乗じて得られる額

採用の日からの期間	割合
3年を経過した日から4年を経過する日まで	75/100
4年を経過した日から5年を経過する日まで	50/100
5年を経過した日から6年を経過する日まで	25/100

附 則(平成21年度室工大規則第3号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「6月に支給する場合には100分の140」とあるのは「6月に支給する場合には100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100

分の75」とあるのは「100分の70」と、第33条第2項中、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則（平成21年度室工大規則第19号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号）第3条に定める短時間勤務職員については、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第8の規定は平成18年4月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」と、第33条第2項中、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）（以下「改正規則」という。）附則第7条の適用を受けていた職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

（俸給の調整額に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において改正規則附則第10条第2項の適用を受けていた職員の施行日以降の同項の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

附 則（平成21年度室工大規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度室工大規則第41号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3の規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度室工大規則第3号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年6月4日から施行する。

附 則（平成22年度室工大規則第13号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号）第3条に定める短時間勤務職員については、平成23年4月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）（以下「改正規則」という。）附則第7条の適用を受けていた職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「同日において受けていた俸給月額」とあるのは「同日において受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

（55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等に関する取扱い）

第3条 平成30年3月31日までの間、次の表の俸給表欄に掲げる職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外のもので55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表	4級

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第37条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第8に規定する役職段階別加算額が加算される職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（別表第9に規定する管理職加算額が加算される職員にあっては、その額に、俸給月額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第32条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第10に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第8に規定する役職段階別加算額が加算される職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（別表第9に規定する管理職加算額が加算される職員にあっては、その額に、俸給月額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別表第11に定める割合及び第33条第2項に規定する勤務成績に応じて学長が基準日ごとに定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- (6) 第38条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第38条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第38条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第38条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第38条第4項又は第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第38条第7項 第4号に定める額に、第38条第1項から第5項までの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における第1項の減ずる額の計算その他この条の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額対象特定職員」という。）についての第21条第3項に規定する俸給の特別調整額の月額は、同項の規定にかかわらず、別表第3に定める額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。
- 4 減額対象特定職員についての第29条、第30条及び第37条第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第9条第1項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 施行日の前日において改正規則附則第7条の適用を受けていた減額対象特定職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

6 この条の規定が適用される間、第33条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、減額対象特定職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替）

第4条 平成22年4月1日以前に55歳に達した特定職員に対する前条の規定の適用については、同条第1項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第5条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において、第17条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成22年度室工大規則第32号）

この規則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年度室工大規則第31号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度室工大規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

（平成24年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（特に調整の必要があると認められる職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年度室工大規則第30号）

この規則は、平成25年1月16日から施行する。

附 則（平成24年度室工大規則第46号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況並びに平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成25年度室工大規則第6号）

この規則は、平成25年11月29日から施行する。

附 則（平成25年度室工大規則第38号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成26年4月1日において45歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成26年度室工大規則第7号）

この規則は、平成26年6月20日から施行する。ただし、改正後の第12条、第20条、第32条及び第33条の規定については平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度室工大規則第13号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第24条の2、第33条及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。以下、次条及び第7条において「改正規則」という。）附則第3条第1項の規定並びに別表第1—1から別表第1—5（次条において「改正後の俸給表」という。）までの規定については、平成27年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条、第26条及び別表第2の規定については、平成26年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における別表第1—1から別表第1—5までの規定については、別表第1—1—2（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用）から別表第1—5—2（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用）（次条において「平成26年度適用俸給表」という。）までの規定を適用する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日まで平成26年度適用俸給表を適用し、切替日から改正後の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（学長が定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成30年3月31日までの間においては、改正規則附則第3条第1項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日の前日まで平成26年度適用俸給表を適用し、切替日から改正後の俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに改正後の俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、俸給の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項は、学長が定める。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第3条 平成27年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

（広域異動手当に関する特例）

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間に給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る第24条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第5条 切替日前に給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る第24条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第6条 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び改正規則第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の35」とある

のは「100分の37.5」と、改正規則第3条第6項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」とする。

(給与の内払)

第7条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成26年度室工大規則第57号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

第2条 切替日から平成28年3月31日までの間における第27条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則 (平成27年度室工大規則第20号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年2月5日から施行する。ただし、第27条、職員給与規則の一部を改正する規則(平成26年度室工大規則第57号)附則第2条及び別表第6の規定については、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条、第33条及び職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年度室工大規則第13号。以下、次条において「改正規則」という。)附則第3条第6項の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については平成27年4月1日から適用する。

3 前項までの規定にかかわらず、第24条の規定については、平成28年1月1日から適用する。

(平成27年度に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成27年度に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び改正規則第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の80」とあるのは「6月に支給する場合は100分の75、12月に支給する場合は100分の85」と、「100分の100」とあるのは「6月に支給する場合は100分の95、12月に支給する場合は100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の85、12月に支給する場合は100分の90」と、「100分の37.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の35、12月に支給する場合は100分の40」と、改正規則第3条第6項中「100分の1.2」とあるのは「6月に支給する場合は100分の1.125、12月に支給する場合は100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の1.425、12月に支給する場合は100分の1.575」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年度室工大規則第25号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年度室工大規則第104号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については平成28年4月1日から適用する。

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年度室工大規則第13号。この条において「平成22年度改正規則」という。)第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、平成22年度改正規則第3条第6項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年度室工大規則第109号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規則第116号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後のこの規則（以下この条において「改正規則」という。）第23条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（3） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（4） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」

と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正規則第23条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正規則第23条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職俸給表（一）8級職員等」とあるのは「一般職俸給表（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職

俸給表（一）９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）９級以上職員から一般職俸給表（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）９級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）９級以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職俸給表（一）９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「一般職俸給表（一）８級職員等が一般職俸給表（一）８級職員等及び一般職俸給表（一）９級以上職員」とあるのは「一般職俸給表（一）８級以上職員等が一般職俸給表（一）８級以上職員等」と、同項第６号中「一般職俸給表（一）８級職員等及び一般職俸給表（一）９級以上職員」とあるのは「一般職俸給表（一）８級以上職員等」と、「が一般職俸給表（一）８級職員等」とあるのは「が一般職俸給表（一）８級以上職員等」とする。

附 則（平成29年度室工大規則第11号）

この規則は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成29年度室工大規則第16号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年1月11日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—4まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については、平成29年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条の規定については、平成29年12月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。この条において「平成22年度改正規則」という。）第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、平成22年度改正規則第3条第6項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年度室工大規則第42号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成30年4月1日において37歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年度室工大規則第18号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成31年1月8日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—4まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については、平成30年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条の規定については、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年度室工大規則第39号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第25条の規定については、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めたと者については、別表第1—1から別表第1—4まで及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、第33条の規定は令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第4条 第25条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の第25条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第25条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第25条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第25条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則 (令和元年度室工大規則第58号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(長期出向等手当に関する特例措置)

第2条 第35条の7の規定は、同条の規定の施行の日の前日(以下「施行日前日」という。)から引き続き在職し、施行日前日において現に改正前の第24条の規定の適用を受けている職員についても適用する。

附 則 (令和2年度室工大規則第19号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年度室工大規則第32号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年3月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年度室工大規則第41号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度室工大規則第10号）

この規則は、令和3年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年度室工大規則第29号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度室工大規則第2号）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年度室工大規則第12号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和4年12月27日から施行する。ただし、別表第3の規定については、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、別表第1—1から別表第1—4まで及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、第33条の規定は令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年度室工大規則第7号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年12月26日から施行する。ただし、第4条及び第35条の8の規定については、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2及び別表第4の規定は令和5年4月1日から、第32条及び第33条の規定は令和5年12月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、第33条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年度室工大規則第13号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（再雇用職員に関する特例措置）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する再雇用職員が施行日において受けるべき職務の級及び号俸については、その者が職員就業規則第26条の規定による定年退職日に受けていた職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸とする。

附 則（令和7年2月12日室工大規則第7号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和7年2月12日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第12の規定は令和6年4月1日から、第32条及び第33条の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和7年3月12日室工大規則第14号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1-1から別表第1-4までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表第21に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(以下次条及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(以下同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び学長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第23条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては」と、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが実質上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については3,000円とする」とする。

2 前項に規定するもののほか、扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の取扱いについては、第23条第5項から第7項までの規定を準用する。

(地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き在職する職員に支給する地域手当に関する第24条第2項の規定の適用については、同項中「2年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の80の割合を乗じて得た額を支給し、及び3年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の60の割合を乗じて得た額を」とあるのは「2年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の80の割合を乗じて得た額を」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 第26条第3項及び第27条第1項の規定は、切替日前に新たに本学の職員となった者にも適用する。

(長期出向等手当に関する経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き在職する職員に支給する長期出向等手当に関する第35条の7第1項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは「2年」とする。

別表第1-1 (第11条第3項第1号関係)

一般職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 458,300	円 510,200	円 550,800

2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				

49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			

96	300,100	349,500						
97	300,300	349,800						
98	300,600	350,200						
99	301,000	350,600						
100	301,400	351,000						
101	301,600	351,500						
102	301,900	351,900						
103	302,200	352,300						
104	302,500	352,700						
105	302,700	353,200						
106	303,000	353,600						
107	303,300	353,900						
108	303,600	354,200						
109	303,800	354,700						
110	304,200							
111	304,600							
112	304,900							
113	305,100							
114	305,300							
115	305,600							
116	306,000							
117	306,200							
118	306,400							
119	306,700							
120	307,000							
121	307,400							
122	307,600							
123	307,900							
124	308,200							
125	308,500							

備考 他の俸給表の適用を受けない職員に適用

別表第1—2（第11条第3項第2号関係）

一般職俸給表（二）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900

14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	

63	240,500	259,500	288,200	314,400
64	240,700	259,800	288,800	315,000
65	240,900	260,100	289,300	315,600
66	241,200	260,400	289,800	316,000
67	241,500	260,700	290,300	316,500
68	241,700	260,900	290,800	317,000
69	241,900	261,100	291,300	317,300
70	242,200	261,400	291,800	317,800
71	242,500	261,700	292,200	318,300
72	242,700	261,900	292,600	318,700
73	242,900	262,100	293,000	318,900
74	243,200	262,400	293,400	319,200
75	243,500	262,700	293,800	319,400
76	243,700	262,900	294,200	319,700
77	243,900	263,100	294,600	320,000
78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	

110	271,400	307,600
111	271,700	307,900
112	271,900	308,100
113	272,100	308,300
114	272,400	308,600
115	272,600	308,900
116	272,800	309,100
117	273,100	309,300
118	273,400	309,600
119	273,700	309,900
120	273,900	310,100
121	274,100	310,300
122	274,300	310,600
123	274,600	310,900
124	274,900	311,100
125	275,100	311,300
126	275,300	311,600
127	275,600	311,900
128	275,900	312,100
129	276,100	312,300
130	276,300	
131	276,600	
132	276,900	
133	277,100	
134	277,300	
135	277,600	
136	277,900	
137	278,100	

備考 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する職員に適用
別表第1—3（第11条第3項第3号関係）

教育職俸給表

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	261,400	340,300	393,600	466,000
2	263,600	341,900	395,300	474,200
3	265,700	343,500	396,700	482,600
4	267,600	345,000	398,000	490,800
5	269,400	346,500	399,200	498,700
6	270,900	348,100	400,200	506,200
7	272,400	349,700	401,200	513,500
8	273,900	351,300	402,200	520,500
9	275,700	352,700	403,100	526,900
10	277,700	354,700	404,200	532,300
11	279,700	356,700	405,300	537,100
12	281,700	358,700	406,400	541,500
13	283,700	360,500	407,500	544,700
14	285,900	362,100	408,600	547,600
15	288,000	363,700	409,700	550,400

16	290,100	365,300	410,800	552,800
17	292,000	366,600	411,900	554,800
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	
20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	
25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	
52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	
54	344,300	410,900	448,600	
55	344,700	411,900	449,500	
56	345,100	413,000	450,500	
57	345,500	413,900	451,400	
58	345,900	414,700	452,300	
59	346,300	415,500	453,200	
60	346,700	416,200	454,200	
61	347,100	416,900	455,000	
62	347,500	417,800	455,400	

63	347,900	418,600	456,000
64	348,300	419,200	456,600
65	348,700	419,800	457,300
66	349,100	420,300	458,000
67	349,500	420,700	458,300
68	349,900	421,100	458,900
69	350,300	421,400	459,300
70	350,800	421,800	459,700
71	351,200	422,100	460,100
72	351,600	422,500	460,400
73	351,900	422,800	460,700
74	352,400	423,200	461,000
75	352,800	423,600	461,500
76	353,200	424,000	461,800
77	353,600	424,300	462,100
78	354,100	424,600	462,400
79	354,600	425,000	462,700
80	355,100	425,300	463,000
81	355,600	425,600	463,300
82	356,300	426,000	463,800
83	357,000	426,300	464,100
84	357,700	426,600	464,400
85	358,300	426,900	464,700
86	358,900	427,200	
87	359,500	427,500	
88	360,100	427,800	
89	360,600	428,100	
90	361,000	428,400	
91	361,400	428,700	
92	361,800	429,000	
93	362,200	429,300	
94	362,600	429,600	
95	363,100	429,900	
96	363,500	430,200	
97	364,100	430,500	
98	364,600	430,800	
99	365,000	431,100	
100	365,500	431,400	
101	365,900	431,700	
102	366,400	432,000	
103	366,700	432,300	
104	367,100	432,600	
105	367,600	432,800	
106	368,000		
107	368,500		
108	369,000		
109	369,400		

110	369,900		
111	370,300		
112	370,700		
113	371,100		
114	371,500		
115	371,900		
116	372,300		
117	372,700		
118	373,100		
119	373,500		
120	373,900		
121	374,200		
122	374,600		
123	375,100		
124	375,400		
125	375,800		
126	376,300		
127	376,800		
128	377,200		
129	377,600		
130	378,100		
131	378,600		
132	379,100		
133	379,600		
134	380,100		
135	380,600		
136	381,100		
137	381,600		
138	382,100		
139	382,600		
140	383,100		
141	383,600		

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手に適用

別表第1—4（第11条第3項第4号関係）

医療職俸給表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	207,700	240,600	281,800
2	209,600	242,800	282,300
3	211,400	245,000	282,800
4	213,100	247,200	283,300
5	214,800	249,400	283,800
6	216,700	250,400	284,300
7	218,500	251,300	284,800
8	220,200	252,200	285,300
9	221,900	253,100	285,800
10	223,900	254,300	286,300
11	225,800	255,400	286,800

12	227, 700	256, 300	287, 300
13	229, 600	257, 100	287, 800
14	231, 600	257, 800	288, 300
15	233, 600	258, 500	288, 800
16	235, 600	259, 400	289, 300
17	237, 600	260, 500	289, 800
18	239, 600	261, 600	290, 300
19	241, 700	262, 700	290, 800
20	243, 700	263, 800	291, 300
21	245, 600	264, 900	291, 800
22	246, 800	266, 000	292, 300
23	248, 000	267, 100	292, 800
24	249, 100	268, 200	293, 300
25	250, 200	269, 200	293, 800
26	251, 100	270, 300	294, 400
27	252, 000	271, 400	295, 200
28	252, 900	272, 400	296, 000
29	253, 700	273, 400	296, 700
30	254, 500	274, 100	297, 500
31	255, 200	274, 800	298, 300
32	255, 900	275, 500	299, 100
33	256, 700	276, 200	299, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600
35	258, 300	277, 300	301, 400
36	259, 000	277, 800	302, 100
37	259, 700	278, 300	302, 900
38	260, 600	278, 900	303, 700
39	261, 500	279, 400	304, 500
40	262, 300	279, 900	305, 300
41	263, 100	280, 300	306, 000
42	264, 000	280, 800	307, 000
43	264, 800	281, 300	308, 000
44	265, 600	281, 800	308, 900
45	266, 400	282, 300	309, 800
46	267, 100	282, 800	310, 800
47	267, 800	283, 300	311, 800
48	268, 400	283, 800	312, 700
49	269, 000	284, 300	313, 600
50	269, 500	284, 800	314, 600
51	270, 000	285, 300	315, 600
52	270, 400	285, 800	316, 600
53	270, 800	286, 300	317, 400
54	271, 300	286, 800	318, 400
55	271, 800	287, 300	319, 400
56	272, 200	287, 800	320, 300
57	272, 600	288, 300	321, 200
58	273, 000	289, 100	322, 200
59	273, 400	289, 900	323, 200
60	273, 800	290, 600	324, 100
61	274, 200	291, 300	325, 000

62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300
66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500
74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900
77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200
81	283,600	308,500	346,100
82	284,100	309,400	347,100
83	284,600	310,300	348,000
84	285,100	311,100	349,000
85	285,600	311,900	349,900
86	286,100	312,900	350,700
87	286,600	313,900	351,500
88	287,100	314,900	352,300
89	287,600	315,800	352,900
90	288,100	316,900	353,500
91	288,600	317,900	354,100
92	289,100	318,900	354,700
93	289,600	319,700	355,100
94	290,200	320,400	355,500
95	290,800	321,100	356,000
96	291,400	321,700	356,400
97	292,000	322,200	356,900
98	292,500	322,500	357,300
99	293,000	323,100	357,800
100	293,500	323,700	358,200
101	294,000	324,100	358,500
102	294,500	324,700	359,000
103	295,000	325,300	359,400
104	295,400	325,800	359,700
105	295,800	326,200	360,100
106	296,300	326,700	360,600
107	296,800	327,200	361,100
108	297,100	327,700	361,600
109	297,300	328,100	362,100
110	297,600	328,500	362,600
111	297,800	328,800	363,100

112	298, 100	329, 100	363, 500
113	298, 400	329, 400	363, 900
114	298, 600	329, 800	364, 300
115	298, 900	330, 100	364, 800
116	299, 100	330, 400	365, 300
117	299, 400	330, 600	365, 700
118	299, 700	330, 900	366, 200
119	300, 000	331, 200	366, 700
120	300, 300	331, 400	367, 200
121	300, 600	331, 600	367, 500
122	301, 000	331, 900	
123	301, 300	332, 200	
124	301, 600	332, 500	
125	301, 800	332, 700	
126	302, 000	333, 000	
127	302, 300	333, 400	
128	302, 700	333, 600	
129	302, 900	333, 800	
130	303, 200	334, 000	
131	303, 600	334, 400	
132	304, 000	334, 600	
133	304, 200	334, 900	
134	304, 500	335, 300	
135	304, 800	335, 700	
136	305, 100	336, 100	
137	305, 300	336, 400	
138	305, 600	336, 800	
139	305, 900	337, 200	
140	306, 200	337, 600	
141	306, 400	337, 900	
142	306, 800	338, 300	
143	307, 200	338, 600	
144	307, 500	339, 000	
145	307, 700	339, 300	
146	307, 900	339, 700	
147	308, 200	340, 100	
148	308, 600	340, 500	
149	308, 800	340, 800	
150	309, 000	341, 200	
151	309, 300	341, 600	
152	309, 600	342, 000	
153	310, 000	342, 300	
154	310, 200		
155	310, 400		
156	310, 700		
157	311, 000		
158	311, 300		

159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		

備考 看護師等の業務に従事する職員に適用
別表第1—5（第11条第3項第5号関係）
指定職俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

備考 特に学長が指名した者に適用
別表第1—1—2 削除
別表第1—2—2 削除
別表第1—3—2 削除
別表第1—4—2 削除
別表第1—5—2 削除
別表第2（第20条第2項関係）

職務の級	調整基本額
1級	10,500円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,000円

別表第3（第21条第3項関係）

俸給表	職務の級	区分	俸給の特別調整額
一般職俸給表（一）	10級	I種	139,300円
		II種	104,200円
	9級	I種	130,300円
		II種	104,200円
		III種	82,200円
	8級	I種	117,500円
		II種	94,000円
		III種	82,200円
	7級	II種	88,500円
III種		77,400円	
IV種		66,400円	

	6 級	Ⅲ種	72,700円	
		Ⅳ種	62,300円	
		Ⅴ種	51,900円	
	5 級	Ⅲ種	69,400円	
		Ⅳ種	59,500円	
		Ⅴ種	49,600円	
		Ⅵ種	45,000円	
	4 級	Ⅳ種	55,500円	
		Ⅴ種	46,300円	
		Ⅵ種	40,000円	
	教育職俸給表		副学長	100,000円
			附属図書館長	45,000円
		学長補佐	40,000円	
		領域長及び学科長	30,000円	
		専攻長及びセンタ 一長	15,000円	

別表第4（第22条第2項関係）

期間	支給額
1 年未満	51,600円
1 年以上 2 年未満	51,600円
2 年以上 3 年未満	51,600円
3 年以上 4 年未満	51,600円
4 年以上 5 年未満	51,600円
5 年以上 6 年未満	51,600円
6 年以上 7 年未満	49,800円
7 年以上 8 年未満	48,000円
8 年以上 9 年未満	46,200円
9 年以上 10 年未満	44,400円
10 年以上 11 年未満	42,600円
11 年以上 12 年未満	40,800円
12 年以上 13 年未満	39,000円
13 年以上 14 年未満	37,200円
14 年以上 15 年未満	35,800円
15 年以上 16 年未満	34,400円
16 年以上 17 年未満	33,000円
17 年以上 18 年未満	31,600円
18 年以上 19 年未満	30,200円
19 年以上 20 年未満	28,800円
20 年以上 21 年未満	27,400円
21 年以上 22 年未満	26,800円
22 年以上 23 年未満	26,200円
23 年以上 24 年未満	25,200円
24 年以上 25 年未満	24,600円
25 年以上 26 年未満	24,000円
26 年以上 27 年未満	23,400円
27 年以上 28 年未満	22,800円

28年以上29年未満	22,000円
29年以上30年未満	21,700円
30年以上31年未満	21,300円
31年以上32年未満	20,700円
32年以上33年未満	19,800円
33年以上34年未満	18,900円
34年以上35年未満	18,200円

別表第5（第26条第2項第2号関係）

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
使用距離が片道5km以上10km未満である職員	4,200円
使用距離が片道10km以上15km未満である職員	7,100円
使用距離が片道15km以上20km未満である職員	10,000円
使用距離が片道20km以上25km未満である職員	12,900円
使用距離が片道25km以上30km未満である職員	15,800円
使用距離が片道30km以上35km未満である職員	18,700円
使用距離が片道35km以上40km未満である職員	21,600円
使用距離が片道40km以上45km未満である職員	24,400円
使用距離が片道45km以上50km未満である職員	26,200円
使用距離が片道50km以上55km未満である職員	28,000円
使用距離が片道55km以上60km未満である職員	29,800円
使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

別表第6（第27条第2項関係）

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

別表第7（第31条第3項関係）

区分	支給額			
	第1項に規定する勤務（実働時間が6時間を超える勤務）		第2項に規定する勤務	
指定職俸給表適用職員	18,000円	(27,000円)		
俸給の特別調整額適用職員	I種適用職員	12,000円	(18,000円)	6,000円
	II種適用職員	10,000円	(15,000円)	5,000円
	III種適用職員	8,500円	(12,750円)	4,300円
	IV種適用職員	7,000円	(10,500円)	3,500円
	V種及びVI種適用職員	6,000円	(9,000円)	3,000円

別表第8（第32条第2項関係）

俸給表	職員	加算割合
-----	----	------

一般職俸給表（一）	職務の級 8 級以上の職員	100分の20
	職務の級 7 級及び 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員	100分の 5
一般職俸給表（二）	職務の級 5 級の職員	100分の10
	職務の級 4 級の職員及び 3 級の職員 （学長が定める職員に限る。）	100分の 5
教育職俸給表	職務の級 5 級の職員	100分の20
	職務の級 4 級の職員	100分の15(学長が定める職員にあつては100分の20)
	職務の級 3 級及び 2 級の職員	100分の10(職務の級 3 級の職員のうち学長が定める職員にあつては100分の15)
	職務の級 1 級（基準日現在における修士課程修了後の経験年数が5年以上の職員に限る。）の職員	100分の 5
医療職俸給表	職務の級 3 級の職員及び 2 級の職員 （基準日現在における短期大学（3年制の課程）卒業後の経験年数が15年以上の職員に限る。）	100分の 5
指定職俸給表	指定職俸給表の適用を受ける職員	100分の20

備考 特命職及び再雇用職員の加算割合は、当分の間、100分の0とする。

別表第9（第32条第2項関係）

俸給表	職務の級	俸給の特別調整額の区分	加算割合
一般職俸給表（一）	7 級以上	I 種	100分の25
		II 種	100分の15
教育職俸給表	4 級以上	II 種	100分の15
		III 種	100分の10
指定職俸給表	指定職俸給表の適用を受ける職員		100分の25

別表第10（第32条第2項、第34条第2項関係）

在職期間	割合
6 月	100分の100
5 月以上 6 月未満	100分の80
3 月以上 5 月未満	100分の60
3 月未満	100分の30

別表第11（第33条第2項関係）

勤務成績	割合
6 月	100分の100
5 月15日以上 6 月未満	100分の95
5 月以上 5 月15日未満	100分の90
4 月15日以上 5 月未満	100分の80
4 月以上 4 月15日未満	100分の70
3 月15日以上 4 月未満	100分の60
3 月以上 3 月15日未満	100分の50
2 月15日以上 3 月未満	100分の40
2 月以上 2 月15日未満	100分の30

1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

別表第12（第35条第2項関係）

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
25,100円	14,300円	9,600円

備考1 「扶養親族」には、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている配偶者を含むものとする。

2 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるもの及びこれに準ずるものとして学長が定めるものを含まないものとする。

別表第12の2（第35条の2第2項関係）

入試区分	担当の業務			手当額
大学入学共通テスト	試験場主任			50,000円/回
	試験場副主任			30,000円/回
	監督班長			30,000円/回
	監督班	A	監督者	15,000円/日
		B	監督補助者	5,000円/日
	試験場班			11,000円/日
	総務班			11,000円/日
	救護班	A	医師	15,000円/日
B		看護師	11,000円/日	
前期日程試験（学部昼間・夜間主コース）	試験場主任			25,000円/回
	試験場副主任			15,000円/回
	監督班長			15,000円/回
	監督班			10,000円/日
	試験場班			7,000円/日
	総務班			7,000円/日
	救護班	A	医師	10,000円/日
		B	看護師	7,000円/日
	出題業務（点検業務を含む。）	A	チーフ	55,000円/回
		B		45,000円/回
	採点業務（点検業務を含む。）	A	チーフ	13,500円/日
B			11,500円/日	
調査書採点業務			7,000円/回	
後期日程試験（学部昼間・夜間主コース）	調査書採点業務			7,000円/回
総合型選抜、学校推薦型選抜	入試業務	A	試験監督	5,000円/回。ただし、休日に実施する場合は10,000円/回。
		B	試験監督以外の業務	3,000円/回。ただし、休日に実施する

				場合は7,000円／回。
	救護業務	A	医師	5,000円／回。ただし、休日に実施する場合は10,000円／回。
		B	看護師	3,000円／回。ただし、休日に実施する場合は7,000円／回。
	出題業務（点検業務を含む。）	A	チーフ	20,000円／回
		B	サブチーフ	18,000円／回
		C		15,000円／回
	採点業務（点検業務を含む。）			10,000円／回
	調査書採点業務			7,000円／回
特別選抜、編入学試験、大学院入試	入試業務	A	試験監督	5,000円／回。ただし、休日に実施する場合は10,000円／回。
		B	試験監督以外の業務	3,000円／回。ただし、休日に実施する場合は7,000円／回。
	救護業務	A	医師	5,000円／回。ただし、休日に実施する場合は10,000円／回。
		B	看護師	3,000円／回。ただし、休日に実施する場合は7,000円／回。
	出題及び採点業務（点検業務を含む。）	A	筆記試験	15,000円／回
		B	口述試験	10,000円／回

別表第13 削除

別表第14 削除

別表第15 削除

別表第16（附則第2条第1号関係）

旧俸給表	新俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表
医療職俸給表（三）	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

別表第17（附則第2条第1項関係）

平成16年11月から平成17年3月	6,000円
平成17年11月から平成18年3月	10,000円
平成18年11月から平成19年3月	14,000円

平成19年11月から平成20年3月	14,000円
平成20年11月から平成21年3月	18,000円
平成21年11月から平成22年3月	22,000円

別表第18（附則第2条関係）

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表（一）	1	1
	2	
	3	2
	4	
	5	3
	6	
	7	4
	8	
	9	5
	10	
	11	9
一般職俸給表（二）	1	1
	2	2
	3	3
	4	
	5	4
	6	5
教育職俸給表	1	（廃止）
	2	1
	3	2
	4	3
	5	4
医療職俸給表	1	1
	2	2
	3	3
	4	4
	5	5
	6	6
	7	7

別表第19（附則第3条第1項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未 満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未 満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未 満			4	1	8	1	1	1	1	1

	滿										
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3

	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27

	滿										
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		

19	6 月以上 9 月未 満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上12月未 満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未 満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未 満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上12月未 満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未 満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未 満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上12月未 満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未 満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未 満			87	66	91	79	75			
	9 月以上12月未 満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未 満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未 満			91	68	95	83				
	9 月以上12月未 満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未 満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未 満			95	71	99	87				
	9 月以上12月未 満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未			98	73	102					

25	満										
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
	3月未満			121							

31	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3

	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39

	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	

	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				

9月以上12月未満		128			
12月以上		129			

ハ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		2級	3級	4級	
1	3月未満		1	1	
	3月以上6月未満		1	1	
	6月以上9月未満		1	1	
	9月以上12月未満		1	1	
	12月以上		1	1	
2	3月未満	1	1	1	
	3月以上6月未満	2	2	1	
	6月以上9月未満	3	3	1	
	9月以上12月未満	4	4	1	
	12月以上	5	5	1	
3	3月未満	5	5	1	
	3月以上6月未満	6	6	1	
	6月以上9月未満	7	7	1	
	9月以上12月未満	8	8	1	
	12月以上	9	9	1	
4	3月未満	9	9	1	
	3月以上6月未満	10	10	2	
	6月以上9月未満	11	11	3	
	9月以上12月未満	12	12	4	
	12月以上	13	13	5	
5	3月未満	13	13	5	
	3月以上6月未満	14	14	6	
	6月以上9月未満	15	15	7	
	9月以上12月未満	16	16	8	
	12月以上	17	17	9	
6	3月未満	17	17	9	
	3月以上6月未満	18	18	10	
	6月以上9月未満	19	19	11	
	9月以上12月未満	20	20	12	
	12月以上	21	21	13	
7	3月未満	21	21	13	
	3月以上6月未満	22	22	14	
	6月以上9月未満	23	23	15	
	9月以上12月未満	24	24	16	
	12月以上	25	25	17	
8	3月未満	25	25	17	
	3月以上6月未満	26	26	18	
	6月以上9月未満	27	27	19	
	9月以上12月未満	28	28	20	
	12月以上	29	29	21	

9	3月未滿	29	29	21
	3月以上6月未滿	30	30	22
	6月以上9月未滿	31	31	23
	9月以上12月未滿	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未滿	33	33	25
	3月以上6月未滿	34	34	26
	6月以上9月未滿	35	35	27
	9月以上12月未滿	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未滿	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	38	30
	6月以上9月未滿	39	39	31
	9月以上12月未滿	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	3月未滿	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未滿	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未滿	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	44
	12月以上	53	53	45
15	3月未滿	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未滿	57	57	49
	3月以上6月未滿	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未滿	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	56
	12月以上	65	65	57

18	3月未満	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	3月未満	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未満	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
21	3月未満	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73
22	3月未満	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	76
	12月以上	85	85	77
23	3月未満	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	3月未満	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	84
	12月以上	93	93	85
25	3月未満	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	3月未満	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	90
	6月以上9月未満	99	99	91
	9月以上12月未満	100	100	92
	12月以上	101	101	93

27	3月未滿	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未滿	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3月未滿	109		
	3月以上6月未滿	110		
	6月以上9月未滿	111		
	9月以上12月未滿	112		
	12月以上	113		
30	3月未滿	113		
	3月以上6月未滿	114		
	6月以上9月未滿	115		
	9月以上12月未滿	116		
	12月以上	117		
31	3月未滿	117		
	3月以上6月未滿	118		
	6月以上9月未滿	119		
	9月以上12月未滿	120		
	12月以上	121		
32	3月未滿	121		
	3月以上6月未滿	122		
	6月以上9月未滿	123		
	9月以上12月未滿	124		
	12月以上	125		
33	3月未滿	125		
	3月以上6月未滿	126		
	6月以上9月未滿	127		
	9月以上12月未滿	128		
	12月以上	129		
34	3月未滿	129		
	3月以上6月未滿	130		
	6月以上9月未滿	131		
	9月以上12月未滿	132		
	12月以上	133		
粹外1号	3月未滿	133	109	93
	3月以上6月未滿	134	110	94
	6月以上9月未滿	135	111	95
	9月以上12月未滿	136	112	96
	12月以上	137	113	97

枠外2号	3月未満	137	113	97
	3月以上6月未満	138	114	98
	6月以上9月未満	139	115	99
	9月以上12月未満	140	116	100
	12月以上	141	117	101
枠外3号	3月未満	141	117	101
	3月以上6月未満	141	117	101
	6月以上9月未満	141	117	101
	9月以上12月未満	141	117	101
	12月以上	141	117	101

二 医療職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6

7	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42

16	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			

25	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	91			
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			
26	3 月未滿	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	95			
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
27	3 月未滿	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
28	3 月未滿	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	104			
	12 月以上	109	109	109	105			
29	3 月未滿	109	109	109				
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112				
	12 月以上	113	113	113				
30	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
31	3 月未滿	117	117	117				
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
32	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
	12 月以上	125	125					
33	3 月未滿	125	125					
	3 月以上 6 月未滿	126	126					
	6 月以上 9 月未滿	127	127					
	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					

34	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

別表第20（附則第3条第2項関係）

イ 旧級が一般職俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級	9級	10級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1

	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1

	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

□ 旧級が教育職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級	4級	5級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1

4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1

13	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未滿	61	5
	3月以上6月未滿	62	6
	6月以上9月未滿	63	7
	9月以上12月未滿	64	8
	12月以上	65	9

22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13
枠外1号	3月未満	73	
	3月以上6月未満	74	
	6月以上9月未満	75	
	9月以上12月未満	76	
	12月以上	77	
枠外2号	3月未満	77	
	3月以上6月未満	78	
	6月以上9月未満	79	
	9月以上12月未満	80	
	12月以上	81	
枠外3号	3月未満	81	
	3月以上6月未満	81	
	6月以上9月未満	81	
	9月以上12月未満	81	
	12月以上	81	

別表第21（附則第2条関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3

18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				

63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							

108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

□ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30

39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	

85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		

130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5

41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	

88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

二 医療職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9

14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56

61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103

108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121